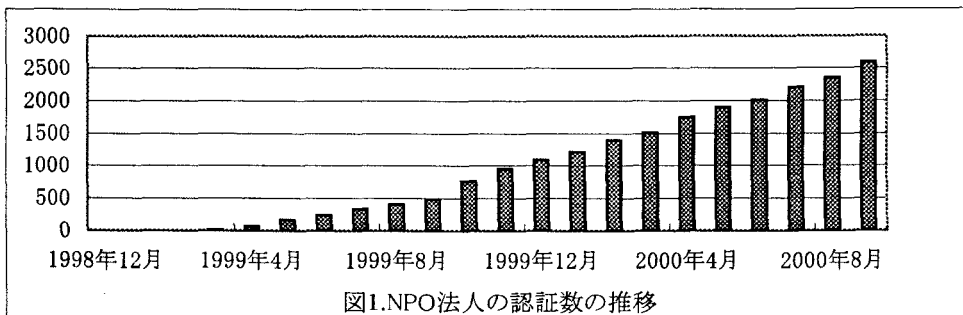


民間レクリエーション団体の NPO 法受容過程に関する研究(2)

赤堀 方哉(梅光女学院大学短期大学部)

【序論】

1998年の「特定非営利活動促進法(以下、NPO法)」の制定以来、NPO法人として認証を受けた団体数は順調に増えつづけ、2000年9月の時点では2594団体に上る(図1参照)。地域別に見ると、首都圏が1030団体、関西圏が337団体であり、この両地域で全体の過半数を占めるなど都市圏を中心にしながらも、全国的に広がっている。また、分野別で見ると、保健・医療分野が最も多く64.2%であり、社会教育34.9%、まちづくり32.0%、子ども健全育成31.3%などがつづいている(但し複数回答可)¹⁾。このように様々な分野で社会に欠かせない役割を担うようになってきている。



そもそも NPO とは、「利潤をあげることを目的としない、公的活動を行う民間の法人組織」とサラモンによって定義されている²⁾。市場原理によって動く企業は、地域の人が誰でも享受でき、また誰かがそれを享受することによって他の誰かの利益が減ることがないという公共財の供給には適していない。そのため、公共財の提供は政府が請け負ってきた。しかし、政府は公平に資源を分配するという大きな制約が課されているため、阪神大震災時のボランティアの活用の不手際にみられたように、しばしば迅速な行動がなされなかったり、非効率的なものになったりする。これらの企業や政府の失敗を是正する力を NPO は持っているとされている。なぜならば、NPO の活動に関わる費用は、強制的に徴収された税金ではなく、自発的な寄付と労働によるものであるからであり、その活動の動機は自己利益ではなく、その活動に何らかの意義を感じることに由来するものである³⁾。

NPO 団体は、団体によって専従の職員を置く場合もあるが、その構成員の大部分は自由時間に、自発的な意思で活動に参加している。そしてその活動に楽しさと社会的な意義を見出しているのである。この意味において、NPO 活動とレクリエーション活動とは接点を持ちうる。レクリエーション団体が、その活動を会員の楽しみとしてだけでなく、地域にその楽しみを提供することを意図したり、地域作りを意図する場合には、NPO 活動たり得るのである。しかし、レクリエーション活動を NPO 活動と捉え、研究がなされることは少ないのが現状である。そこで本研究では、1999年5月に NPO 法人として認証された「子ども劇場下関センター」を対象として研究を行った。赤堀ら(1999)⁴⁾において、NPO 法人として認証後、半年間の動向は報告している。本研究では、その後

の活動の展開を報告することを通じて、NPO 法の受容が民間団体に及ぼした影響を明らかにすることを目的としている。

【研究方法】

1. 調査対象

子ども劇場おやこ劇場は 1966 年に児童劇を中心とする観劇団体として始まったが、当初から単なる「劇を見る会」を志向しているのではなく、「子どもの文化を皆で考え合い、創造していく会」を志向している。その活動は毎月千円程度の会費を集め、劇を見る「鑑賞企画」とキャンプ・お祭り等の「活動企画」と呼ばれる子育て活動という 2 つの柱となる活動を展開している。今日では全国に 760 劇場、50 万人の会員を持つ大規模な民間レクリエーション団体である⁵⁾。

これらの劇場のうち 2000 年 9 月時点においては、都道府県組織では 14 団体が、単位劇場では 22 団体が NPO 法人として認証されている。このうち子ども劇場下関センターは、1999 年 5 月に単位劇場としては 2 番目に早く NPO 法人として認証され、その後の子ども劇場の NPO 法人化に大きな影響を与えた団体である。

2. 調査方法

1999 年 10 月から 2000 年 9 月にかけて、劇場事務局において事務局長、代表委員、その他会員に直接面接法によるインタビュー及び、内部資料の分析によって、データの収集を図った。さらに、活動に参加観察し補足的な資料を収集した。

3. 調査内容

調査内容は、「会員の変動」を中心とした団体の動向である。

【結果及び考察】

1. 組織の変容

NPO 法人としてのスタートに際して、会員を「正会員」、「活動会員」、「支援会員」、「賛助会員」の 4 つに区分したが、当初は会費額は「正会員」、「活動会員」はともに、月額 1300 円、「支援会員」、「賛助会員」はともに年間一口 5000 円であった。これが、「正会員」は、大人が 2000 円、子どもが 1000 円に、「活動会員」は、大人が 1500 円、子どもが 1000 円に変更された。さらに、会費以外に「活動企画」の参加に際しては、会員外の参加者と同額に参加費を、鑑賞企画に際しては一律 500 円に参加費を支払うことになった。(表 1、表 2 参照)

表 1. 会費額の変更

	現行額	変更後
正会員(大人)	1300 円/月	2000 円/月
正会員(子ども)		1000 円/月
活動会員(大人)		1500 円/月
活動会員(子ども)		1000 円/月
支援会員	5000 円/年	5000 円/年
賛助会員	5000 円/年	5000 円/年

表 2. 参加費の設定

	会員	一般
活動企画	活動ごとに参加費を設定(同額)	
鑑賞企画	一律 500 円	活動ごとに参加費を設定

これにより会員の負担額は大きくなった。特に正会員の大人の場合では、負担額は変更前の倍程度になる。この会費額の変更は従来の劇場活動から大きな変更である。なぜならば、年に何回かの生の舞台を見るための積み立てであり、劇を見るシステムを維持するための必要経費というのが会費の位置づけであった^{註1)}。この変更により、舞台鑑賞の度に会員であっても一律 500 円の参加費を払うために、会費が劇を見るための積み立てという意味は薄れた。「鑑賞企画」時の一般の参加費は活動ごとに設定となっているが、2000 円程度程度であり、年間の「鑑賞企画」は 2~3 回のため、一般参加者として企画ごとに参加するほうがトクなのである。

つまり、この変更によって会費は活動のための経費の積み立てではなく、会を運営するための経費として実質的に位置づけられたのである。そして、会員は自らの利益を享受するために会員であるのではなく、「子どもの社会参画の機会を拡充し、かつ子どもの豊かな成長に寄与する」⁶⁾という目的を実現するために会員となると、位置づけられた。

しかし、この会費額の変更によって、会員数は激減している(表 3 参照)。特に、活動会員の減少が目立つ。会費額の変更を期に「正会員」から「活動会員」へと変更した者もあり、活動会員の退会率は非常に高くなっている。会員区分の変更時に、「正会員」を「この法人の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人」とし、「活動会員」を「この法人の目的に賛同して入会し、活動に参加する個人」とした。自己を活動の提供者として位置づけるものは「正会員」であり、活動の受益者として位置づける者は「活動会員」となっていたのである。そのため、活動の参加には「活動会員」でいることの金銭的なメリットはないため(むしろデメリットである)、退会が続出したと考えられる。「正会員」を選んだ者には、劇場活動の目的に賛同する者が多く含まれるため、負担額の増加にもかかわらず、退会者数は「活動会員」と比較して少なかった。したがって、この会費額の変更は、会員区分の変更の際には金銭的なメリット・デメリットが明確ではなかったため、明かにならなかった会員内での活動に対する期待の差を露呈することになったと言える。

表 3. 会員数の変動

会員	240	→	正会員	70	→	正会員	52 (-26%)
			活動会員	170		活動会員	107 (-37%)

この会員数の減少は、会の運営に大きなダメージを与えるであろう。法人化以前は事務的な業務は会員の管理と情報提供、鑑賞活動のための劇団との交渉と会場の準備等が主なものであった。法人化後は、これらの業務に加えて、他団体や行政との関係に関する業務と活動企画の増加に伴う業務、NPO 法に定められた書類の作成等、業務が大幅に増加している。このため、法人化に際して、専従職員を 1 名から 2 名に増やしたため、管理費は大きく増加している。この増加した管理費を減少した会費でまかなうことは困難である。当面は事業による収益や、助成金等で補うことになるであろう。しかしこれらは安定した収入とは言えず、NPO 法人としての拡大した活動を支える経済的な側面は非常に危ういものであると考えられる。この経済的な側面での基盤の危うさは、団体の存続を危うくするものである。早急に改善される必要があると言えるだろう。

【まとめ】

赤堀ら(2000)に引き続き、民間レクリエーション団体を対象として、NPO 法の受容が

団体に与えた影響を研究してきたが、以下のようなことが明らかになった。

- 1) 会費及び参加費の変更により、会員であることの意味づけの変容がおこった。すなわち、従来は会員は劇を見られる等の自己の利益のために会員であったが、変更後は、子ども文化振興の担い手となるために会員となっている、という意識の変容が迫られた。
- 2) 活動の提供者としてではなく、受益者としての自己を認識している者は、上記のような意識の変容を迫る会の方針を受け入れられず、多くの退会者を出した。
- 3) NPO 法人としての出発は、業務の増加を促し、それは管理経費の増加を意味している。しかし、会員数の減少により、安定的な収入源が減少し、その経済的基盤は危ういものとなっている。

以上のように、NPO 法人として認証されてから1年半が経過するが、NPO 法人としての公益性を確保するために、様々な変化が団体内に生じていることが明らかになった。本研究では特に、会員に利益を提供する団体ではなく、地域に向かって利益を提供する団体としての位置づけを明確にするために行った会費及び参加費の変更が及ぼした影響について明らかにした。

個人の利益と社会の利益はしばしば矛盾する。地域社会により貢献できる団体を目指しての団体の改革が、個人の利益を減少させ、結果として会員数の減少につながり、これは団体の存続を危うくしている。この個人と社会とのアポリアをいかに解消していくかは永遠の課題であろう。

個人的な利益の減少にも関わらず、継続して会員となっている者の多くは、団体の社会的責任に共感して会員でありつづけるというよりもむしろ、団体での活動に楽しさを見出している者が多い。活動を提供するという活動自体を魅力あふれるものにしていくことが不可欠であろう。さらに、NPO 法人の安定化、活性化をはかるためには、個人的な楽しさや善意に頼るだけでなく、税制優遇等を含む NPO 法人を取り巻く環境の整備も不可欠なものとして望まれている。

注1) もちろん従来から理想的には劇場活動は観劇だけを目的とするものではないので、会費は劇を見るための積み立てという位置づけを、劇場の理念としては否定するが、一般会員には劇を見るための積み立てとして理解されている。

注2) 法人化後の入会者には、団体の社会的意義に共感して入会する者が多い。

【参考文献】

- 1) 経済企画庁、『NPO 関係のホームページ』、<http://www.epa.go.jp/98/a/19981027jpmenu/npomenu.html>、2000。
- 2) Salamon, L. M., "America's Nonprofit Sector", The Foundation Center, 1992. (入山映訳『米国の非営利セクター入門』、ダイヤモンド社、1994)
- 3) 本間正明、『フィランソフィーの社会経済学』、東洋経済新聞社、1993。
- 4) 赤堀方哉・安倍保子、『民間非営利団体のNPO法受容過程に関する研究』、レジャー・レクリエーション研究 41、22-25、1999。
- 5) 高比良正司、『子ども劇場と歩んで28年 夢中を生きる』、第一書林、1994。
- 6) 特定非営利活動法人 子ども劇場下関センター定款 第3条